



中国における事業者結合申告懈怠の処

Q 中国独禁法とその関連法令は、一定の基準を満たす企業が合併、持分譲渡をはじめとする事業者結合を行うときは、たとえそれが中国国外で実行されるものであっても、あらかじめ中国の中央官庁たる商務部に申告し、その審査を受けなければならないものと定め、この申告を怠ったまま当該結合を実行する行為は、商務部による行政罰の対象とされています。2016年10月現在、商務部はその公式サイトにおいて計8件の処罰例を公表していますが^{註1}、中には日系企業が対象となったケースも含まれており、日本企業にとって無視しえない問題領域となっています。

では、事業者結合申告は、どのような企業が負う義務なのでしょうか。その違反には、どのような制裁があるのでしょうか。また、過去の処罰例から企業はどのような点に注意すべきであり、商務部の調査時にはどのように対応するのが望ましいのでしょうか。

1. 事業者結合申告義務の要件

中国独禁法 20 条は、「事業者結合」として、①事業者の合併、②持分・資産の取得を手段とする他の事業者に対する支配権の取得、③契約等を手段とする他の事業者に対する支配権の取得又は決定的影響力の保持という3類型を定めています。この事業者結合取引に参加する事業者は、その売上高が申告基準^{註2}に達する場合には、申告免除の事由がない限り商務部への申告をしなければなりません。これを行わないまま結合取引を実行すると、申告懈怠として罰せられます。

2. 事業者結合申告の要否をめぐる議論

事業者結合申告の要件、特に「支配権」概念の不明確さゆえ、申告の要否に悩む企業は少なくありません。しかし、その必要性を完全に否定しえない限り、申告を行うことが望まれます。

(1) 中国市場への影響

例えば、日本のA社と米国のB社による東南アジアにおける合併会社の設立は、外国で行われる外国企業間の取引であって中国市場への影響はないため、事業者結合申告をしなくとも実行可能とする見解があります。しかし、中国の現行申告基準は売上高に基づくものであり、この基準に達する事業者結合はすべて申告が義務づけられ、その取引の中国市場への影響は、申告の要否とは無関係と考えられます。もっとも、申告の便宜性から、中国で営業を行わない合併会社の設立については、手続きが簡略な簡易事案制度^{註3}が設けられています。

(2) 支配権の取得

出資比率50%以上の出資者であって初めて「支配権」を「取得」したということができ、したがって、50%未満の出資の場合は支配権の取得がなく、事業者結合取引には該当しないとする見解があります。この「支配権」の意義については、関連法令に定めがないため各事案ごと個別に判断する以外になく、その際には、出資比率のみならず、株主会・取締役会の構成と議決の方法、高級管理職の任免権限、取引の目的と今後の計画、重大な事業関係の有無といった諸要素を総合的に勘案する必要があります^{註4}。たとえば出資比率30%の出資者でも、合併会社の株主会や取締役会における一定の拒否権等を与えられることにより、支配権ありとの判断となることもあります。

(3) 経営範囲の変更・拡大

A製品製造の目的で設立された合併会社がB製品の製造へ

と転換する場合、当該合併会社はすでに事業者結合申告を経て設立されていることから、再度の申告は不要との見解があります。経営範囲の変更・拡大が事業者結合に該当するか否か、この点に関する明確な法規定はなく、商務部の統一の見解も見受けられませんが、この点をめぐっては、①申告後に実質的な変化が生じていることから、改めて申告を行う必要があるとする説、②申告後に重大な変化が生じたにすぎず、商務部に通知書を提出すれば足りるとする説、③法に明確な定めがない以上、申告は不要であるとする説が主張されています。特に、市場占有率の低い製品の生産について申告を行った後に市場占有率の高い製品への転換を行う場合は、法規制の免脱と評価されるおそれがあります。

3. 申告懈怠に対する制裁

申告懈怠行為について、独禁法 48 条、「事業者結合の違法な不申告に対する調査処理に関する暫定弁法」(11年12月30日公布、12年2月1日施行。以下、「調査処理弁法」という) 13条は、商務部において50万元以下の過料に処しうることに加え、取引の停止、一定期間内における株式・資産の処分や営業譲渡その他必要な措置をとることによって取引前の状態へと回復させることを命じうることを定めています。また、これらの処罰の対象者は申告義務者^{註5}であると明確化されています。

なお、「調査処理弁法」15条は、最終的に処罰の決定が下りたとき、商務部においてその公示を行いうることを定めています。これを受け、商務部は、14年5月1日以降に受理した申告懈怠事件にかかる行政処罰決定をその公式サイトに掲げるものとし、これまでの8件は、1件が14年12月、4件が15年9月、3件が16年5月に公表されました。

4. 独禁法による申告懈怠制裁の特徴

ここで、これら8件の処罰事例を通じ、中国国内の申告懈怠に対する近時の独禁法執行の特徴をまとめてみますと、次のことが言えるかと思えます。

(1) 処罰の対象と結合取引の内容

これら8件の処罰対象には、中国国有企業、民営企業のほか、マイクロソフトのような外国企業も含まれ、企業の性質を問わずその全般を一律に規制する姿勢が見受けられます。また、これら8件で行われた結合取引は、持分買収4件、合併会社設立4件で、8件中6件において商務部の認可が下りないまま工

罰

金杜法律事務所 中国弁護士

中国政法大学 大学院 特任教授 劉 新宇

表 商務部公式サイトで公表された 8 件の処罰事例

事件名	処罰対象者	課徴金額	勸案された要素
紫光集団によるウェスタン・デジタル全持分の買収	紫光集団	30 万元	競争を排除・制限する影響の欠如
福建電子情報による中諾通説持分 35%の買収	福建電子情報	15 万元	①競争を排除・制限する影響の欠如 ②関連取引に関する申告の実行
上海復星医薬産業発展による二葉製薬持分 35%の買収	上海復星医薬産業発展	20 万元	同上
南京南車浦鎮車両及びボンバルディアによる合併会社設立	南京南車浦鎮車両、ボンバルディア	各社 15 万元	①競争を排除・制限する影響の欠如 ②事業者による補充申告、商務部による調査への積極的な協力
マイクロソフト及び百視通による合併会社設立	マイクロソフト、百視通	各社 20 万元	同上
大得控股による吉林四長製薬持分 50%の買収	大得控股	15 万元	同上
新譽集団及びボンバルディアによる合併会社設立	新譽集団、ボンバルディア	新譽集団 30 万元、ボンバルディア 40 万元	①競争を排除・制限する影響の欠如 ②各社の明確な故意 ③ 15 年 9 月に申告懈怠で行政罰を受けたボンバルディアの累犯
北京北車及び日立による合併会社設立	北京北車、日立	各社 15 万元	①競争を排除・制限する影響の欠如 ②事業者による補充申告、商務部による調査への積極的な協力

商登記を完了したことをもって結合取引の実行と認定されました。さらに、8 件いずれも中国企業が関与しており、取引当事者すべてが外国企業の事件はありませんでした。

(2) 調査の端緒

これら 8 件の調査が行われた端緒は、第三者による告発が 2 件、事業者による自首が 3 件、別件の申告にかかる審査の過程で未申告の実行済み関連取引が発覚した事例が 1 件で、残り 2 件の経緯は不明です。なお、商務部は、各種の公開情報から、常に申告懈怠が疑われる事実を探っているようです。

(3) 制裁の内容

これら 8 件の課徴金額、その決定にあたり勸案された要素をまとめてみますと、上表のようになります。

なお、これら 8 件は、いずれも課徴金のみにとどまり、結合取引前の状態への回復措置等は命じられていません。その主な理由として、関連市場における競争を排除・制限する結合取引ではないと認定されたことが考えられます。

5. 申告懈怠の調査と企業の対応

この調査に関し、「調査処理弁法」によりますと、商務部は、一定の証拠により申告懈怠が疑われる取引については調査を開始しなければならず、調査対象となった企業は、商務部からの受理通知を受領した日から 30 日以内に、調査対象の取引が事業者結合に該当するか否か、申告基準を満たすか否か、未申告のまま実行したか否かなどに関する文書・資料を商務部に提出することが求められます。商務部による審査の結果、申告懈怠が明らかとなったときは、商務部は調査を継続し（調査期間は最長 180 日）、企業においては未完了の結合取引を停止するとともに、調査継続通知書の受領日から 30 日以内に、通常の申告と同様の申告文書を提出しなければなりません。

この調査を受けた企業においては、個別の事情に応じ、まず、調査対象の取引が事業者結合に該当しないこと、申告基

準に満たないことを主張することが重要となりますが、いずれにしましても、調査に積極的に協力しなければなりません。また、前出の処罰事例からもわかるように、申告懈怠を行った企業は、処罰軽減のためにも、商務部の調査を受ける前に自ら補充申告を行うことが推奨されます。

6. 今後の動向

14 年 12 月以降、事業者結合申告懈怠処罰事件が次々と公表された事実、商務部の取締り強化の

姿勢を示すもので、今後も同種事件の処罰事例が増加し、その上限たる 50 万元の課徴金が課されるケースも現れることが予想されます。また、結合取引の停止、取引の原状回復が命じられるケースが出現するか否か、この点も今後の関心の的となります。

申告懈怠の処罰を受けたことが社会一般に公表された企業は、その社会的評価に傷がつき、それがその後の中国事業に与える影響が懸念されますので、中国における申告と関わりうる結合取引の計画については、コンプライアンスの観点から、必要に応じ弁護士などの専門家に意見を求め申告の要否などを正しく判断したうえで、事業者結合申告その他必要な手続を確実に行うことが望まれます。

注 1：商務部独占禁止局ウェブサイト (<http://fldj.mofcom.gov.cn/article/ztxx/>) をご覧ください。

注 2：「事業者結合の申告基準に関する國務院の規定」（08 年 8 月 3 日公布・施行）3 条は、次の基準のいずれかを満たす場合には、商務部に対し事業者結合の申告をしなければならないものと定めています。

① 結合に参加する全事業者の前会計年度における全世界の売上高の合計が 100 億元を超え、かつ、そのうち少なくとも 2 つの事業者の前会計年度における中国国内の売上高がそれぞれ 4 億元を超えるとき。

② 結合に参加する全事業者の前会計年度における中国国内の売上高の合計が 20 億元を超え、かつ、そのうち少なくとも 2 つの事業者の前会計年度における中国国内の売上高がそれぞれ 4 億元を超えるとき。

注 3：簡易事案制度の詳細については、拙稿「中国における事業者結合申告の簡易事案制度の導入」本誌 15 年 2 月号 30～31 頁をご参照ください。

注 4：「事業者結合申告に関する商務部独占禁止局の指導意見」（14 年 6 月 6 日改正・施行）3 条。

注 5：事業者結合取引が合併である場合は合併する各事業者が、それ以外の場合は支配権を獲得する事業者が申告義務者となります。